

令和 3 年度

東広島市下三永財産区特別会計
歳入歳出決算審査意見書

東広島市監査委員

(注)

1 金額の表示及び端数処理は、次のとおりである。

(1) 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満の値を四捨五入した。

(2) 表中の金額は、円単位又は千円単位で表示し、千円単位の場合は、原則として単位未満の値を四捨五入した。

2 上記以外の数値は、原則として表示する単位未満の値を四捨五入した。

3 符号等の用法は次のとおりである。

「△」……………負数

「0」「0.0」……………該当数値がないもの又は該当数値はあるが、表示未満のもの

「－」……………該当項目がないもの又は算出不能なもの

東広監委第15号

令和4年9月13日

東広島市長 高垣 廣徳 様

東広島市監査委員 水戸 晃
同 重河 格
同 奥谷 求
(公 印 省 略)

決算審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和3年度東広島市下三永財産区特別会計歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類について審査を終了したので、次のとおり意見を提出する。

(下三永財産区)

決算審査意見

第1 審査の対象

令和3年度東広島市下三永財産区特別会計歳入歳出決算
令和3年度東広島市下三永財産区特別会計歳入歳出決算書、
歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

第2 審査の期間

令和4年8月2日から令和4年9月5日まで

第3 審査の着眼点

上記の歳入歳出決算書及びその附属書類は法令に適合して作成されているか、計数は正確であるか、かつ、予算の執行は適正であるか。

第4 審査の実施内容

市長から送付された歳入歳出決算書及びその附属書類の内容を関係諸帳簿及び証書類等と照合することにより審査した。また、予算の執行状況については、例月出納検査の結果等を参考とし、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

なお、審査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 審査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり審査した限りにおいて、歳入歳出決算書及びその附属書類は、いずれも法令に適合して作成されており、かつ、それらの計数は関係諸帳簿等と符合し、正確であるとともに、予算の執行はおおむね適正であることを認めた。

歳入歳出決算及び審査意見は、次のとおりである。

1 決算の状況

決算の状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	対前年度	
			増減	比率
歳入	28,349,935	27,424,259	925,676	3.4
歳出	630,635	411,214	219,421	53.4
歳入歳出差引額	27,719,300	27,013,045	706,255	2.6

決算額は、歳入 2,835 万円、歳出 63 万円で、歳入歳出差引額 2,772 万円の全額を翌年度へ繰り越している。

歳入の内訳は、財産収入 133 万円、繰越金 2,701 万円であり、歳出の内訳は、議会費 19 万円、総務費 3 万円、諸支出金 41 万円である。

2 財産の状況（令和4年3月末日現在）

財産の状況は、次表のとおりである。

区分	単位	令和3年度	令和2年度	対前年度増減
山林	m ²	212,044	212,044	0
出資による権利	千円	7	7	0

3 むすび

経常経費については、引き続き効果的な執行に努めるとともに、当面執行計画のない剰余金については、基金への編入を検討していただきたい。